

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
全曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、
その翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 生活保護法による医療機関の指定
 - 地籍調査の成果の認証
 - 保安林の指定の解除
 - 遊漁規則の変更の認可
 - 土地改良区の役員の就退任
 - 土地改良事業計画の変更の認可
 - 公有水面の埋立ての免許
 - 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第四百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十

五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年六月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田中薬局	東伯郡東郷町中興寺四〇五番地二	昭和五十二年五月十二日

鳥取県告示第四百四十六号

鳥取市島、徳尾、里仁、大桶及び宮谷の一部における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき、国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年六月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 調査を行った者の名称
鳥取市
- 二 調査を行った時期
昭和四十七年度及び昭和四十八年度
- 三 成果の名称
鳥取市（島、徳尾、里仁、大桶及び宮谷の一部）の地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
鳥取市島、徳尾、里仁、大桶及び宮谷の一部
- 五 認証年月日
昭和五十二年六月七日

鳥取県告示第四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十二年六月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字江北字鍛冶小屋二九一四の三、二九一四の五

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百四十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同法同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年六月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 漁業権者の名称及び住所

天神川漁業協同組合

倉吉市魚町二五二九番地

二 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第二号

三 認可に係る変更の内容

第七条第三項の表を次のように改めること。

遊漁の内容	特別遊漁料	期 間	摘 要
あゆ鷓川漁業	二〇、〇〇〇円	六月一日から 翌年三月三十 一日まで	一人一統とし、遊漁証 を有する者四人以内
あゆ川舟漁業	一〇、〇〇〇円		一隻につき
あゆ、こい、 うぐい、はえ 投網漁業	県内 四、〇〇〇円 県外 一〇、〇〇〇円		竿釣、たも網漁業に併 用することができる。

四 変更後の遊漁規則の施行の期日

昭和五十二年六月一日

鳥取県告示第四百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年六月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

稲光井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 小原善三郎 西伯郡大山町唐王七〇七番地

片山繁雄	片山昭郎	金山稔	岡田芳信	大塚英雄	牧美敏	山内勝次	金川俊道	金川貞夫	山根亮	山根和雄	高虫栄
清原一三四	野田二四九	上中高一三	中高三七七	神原一七二	平三一〇	妻木六八二	稻光一五五	二三	上万四一八	四三八	荘田六四〇

任期満了により退任

稲光井手土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

片山繁雄	片山昭郎	高山開平	坂田保	大塚英雄	池田達夫	山内勝次
清原一三四	野田二四九	上中高二八	中高三七五	神原一七二	平二九五	妻木六八二

西伯郡大山町唐王六七一番地

金川豊	山根克一郎	山根亮	山根和雄	田中篤雄
稻光六	一六	上万四一八	四三八	荘田六四一

昭和五十二年四月七日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、
昭和五十二年五月五日就任 任期四年

鳥取県告示第四百五十号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(高草地区は場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年六月二日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十二年六月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百五十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和五十二年六月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和五十二年六月一日

二 免許を受けた者の名称及び代表者の氏名並びに住所

田後港港湾管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

三 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字浦富字ニタ股三一八九番三、三一八九番一六、三

一八九番一八及び三一八九番一九地先

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

1 田後燈台(北緯三五度三五分三四・〇六秒東経一三四度一九分八

・六九秒。以下「A地点」という。)から一四〇度〇〇分三六六メ

ートルの地点

2 A地点から一三九度三〇分三七三メートルの地点

3 A地点から一四四度五五分四六五メートルの地点

4 A地点から一四五度三〇分四六二メートルの地点

(三) 面積

六一六・二〇平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字浦富字ニタ股三一八九番三、三一八九番一六、三

一八九番一八及び三一八九番一九地先

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びへの地点とイの地点を結んだ線により囲まれた区域

イ A地点から一四〇度〇〇分三六六メートルの地点

ロ A地点から一三九度三〇分三七三メートルの地点

ハ A地点から一四四度五五分四六五メートルの地点

ニ A地点から一四七度五〇分四五六メートルの地点

ホ A地点から一四三度五五分三七二メートルの地点

ヘ A地点から一四一度一〇分三八〇メートルの地点

(三) 面積

二、四一六・二〇平方メートル

五 埋立地の用途

物揚場用地

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

昭和五十二年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十二年六月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和五十二年六月十一日(土) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁第四応接室

三 議題 参議院議員通常選挙について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。】